

報告第22号

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和6年9月5日提出

日立市長 小川春樹

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 6 年 8 月 20 日

日立市長 小川春樹

記

### 損害賠償の額を定めることについて

令和 6 年 7 月 22 日午前 8 時 50 分頃、日立市□□町□丁目□□番地先県道 61 号路上において、顧問立会いの下で行っていた部活動中に、生徒が打った野球ボールが防球ネットを越え、日立市□□□町□丁目□□番□□-□□□号□□□氏の使用する自動車に直撃し、物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金 225,610 円